

佐賀県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月二十三日から平成二十二年四月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の幅員延長	
一般国道 二〇四号	唐津市朝日町一一〇〇番三地 先から 唐津市朝日町九九一番六地 先 まで	後 一一〇 ・ 〇	延長 メートル 二六八・〇
	唐津市朝日町一一〇〇番三地 先から 唐津市朝日町九九一番六地 先 まで	前 一〇 ・ 二	幅員 メートル 二六八・〇